

「ポジティブリスト制度」へのコープさっぽろの取り組み

1995年の食品衛生法改正時に、他の消費者団体と共にポジティブリスト制度の導入を要望し、付帯決議に「将来的に導入」の主旨の記載がありました。2000年から全国の生協で「食品衛生法改正を求める国会請願署名」に取り組み、請願項目の1つとしてポジティブリスト制度がありました。この署名は全国で約1370万筆、コープさっぽろでは32万筆を集約する大きな運動となり、10年近くかかり実現した制度です。生協は消費者の組織としてこの制度が導入されることを喜ぶとともに、事業・販売を行う組織としても重要な責任をもっています。

コープさっぽろは、これまでも食品の安全性確保や品質管理に取り組んできましたが、「ポジティブリスト制度」の実施にあわせ、農産物等の残留農薬検査の強化とともに産直生産者・生産団体・取引先・組合員・職員等とのコミュニケーションの場を大切にしています。

◇ 食の安全・安心に取り組むコープさっぽろの部署

コープさっぽろでは、主に次の部署が食の安全・安心に取り組んでいます。

組合員活動部

食の安全・くらしの安心を目指す組合員の活動を支援し推進する役割を担っています。

安全・安心な商品の実現にむけて、産直生産者との交流や商品の学習会・商品検討会議・開発商品会議・産直協議会等で消費者としての意見要望を伝えます。

商品部

コープさっぽろの6つの食品安全自主基準に適合する商品の仕入れに努めています。

「食品添加物自主基準」「微生物基準」「生鮮食品表示基準」「加工食品の原料原産地表示基準」「生鮮食品の栄養情報提供等に関するルール」「コープ産直商品の取り扱い基準」

「組合員の声」窓口

組合員の声(ご意見ご要望、商品クレームなど)をお聞きして、内容に対応する部署が回答し、事業改善等につなげています。

品質管理センター商品検査室

ポジティブリスト制度に関連した検査では、残留農薬・動物用医薬品検査を行います。

◇コープさっぽろ商品検査室の活動概要

コープさっぽろで取り扱う商品について、法基準や自主基準に適合しているかを確認するために次のような検査を行います。

<プライベートブランド商品(コープさっぽろのコープ商品)の場合>

原料検査／商品開発検討会議で決定された商品の原料を検査します

- ・検査項目：微生物、農薬、動物用医薬品、重金属

試作品検査／試作品について以下の項目を検査します

- ・検査項目：微生物、食品添加物、栄養成分

表示点検／表示が適切かを点検します

初回検査／通常ライン生産商品について以下の項目を検査します

- ・検査項目：微生物、食品添加物、栄養成分、内容量

定期検査／発売中の商品とその原料を検査します

- ・検査項目：微生物、農薬、動物用医薬品、重金属、食品添加物、栄養成分、内容量、品質評価項目

〔 **備考**：産直商品はプライベートブランド商品に該当し、販売前に**残留農薬**等を検査します。 〕

<一般流通商品の場合>

製品検査／バイヤーが取り扱いたいと考えた商品を販売前に検査します

- ・検査項目：微生物、食品添加物、農薬、動物用医薬品、重金属、内容量
(商品に応じて適宜に選択します)

表示点検／表示が適切かを点検します ～アレルゲン、添加物、優良誤認など

定期検査／組合員が不安に感じている商品等(輸入農産物、養殖魚介類、無加熱摂取食品など)について検査します

- ・検査項目：農薬、動物用医薬品、微生物

◇ コープさっぽろの「ポジティブリスト制度」への対応

コープさっぽろの責任、事業上の重要性からポジティブリスト制度に対応するため「重点管理品目」、
と「重点調査品目」、「その他の品目」の3つに区分し対応します。

「重点管理品目」の定義と対応指針

法律違反があった場合、コープさっぽろが一義的な責任を負う品目。産直商品、厳選商品、PBなど
※毎年度、商品部と品質管理センターの協議により品目を決めます。

＜対応指針＞

生鮮食品

- ・ 基準書、点検書を整備します。
- ・ 産地点検を年1回以上計画します。
- ・ 残留モニタリング検査を年1回以上計画します。

PB(プライベート商品)

- ・ 原材料管理票(産地の農薬等使用および管理情報、残留検査成績、原料ロット管理など)を整備します。
- ・ 使用原材料の残留検査を年1回以上計画します。

「重点調査品目」の定義と対応指針

事業上の重要性、組合員の関心度、行政検査のデータ等から、薬剤使用管理状況や残留実態把握の必要性が高いと考えられる品目。(特別栽培農産物、ご近所野菜、違反報道された品目、供給上位品目、農畜水産物およびその使用割合が高いギフト品目など)

- ※ 毎年3月に商品委員会および商品部との協議により品目を決定します。
- ※ 違反報道された品目等、品質管理センターが緊急に品目を追加する場合があります。

＜対応指針＞

- ・ 商品部や取引先に協力を要請し産地情報を収集します。
- ・ 残留モニタリング検査を計画します。

「その他の品目」の定義と対応指針

「重点管理品目」「重点調査品目」以外の生鮮および低次加工品目

＜対応指針＞

- ・ 生鮮品目については、取引先に農薬等の使用基準遵守を要請します。
- ・ 加工食品については、新規取り扱い事前点検時に管理情報等の添付を求め評価します。

学習会や意見交換会の開催

ポジティブリスト制度の学習会を仕入れ担当者(バイヤー)に1回、産直協議会を通じて産直生産者、中間業者に3回、個別に生産者に対して2回、組合員対象とした学習会は都度開催し理解を深める活動をしてきました。